

奈良県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、窪田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年四月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	馬場 清	生駒郡安堵町大字窪田五七〇	
〃	西埜 順一	〃	一八一
〃	吉井 誠一	〃	五〇〇―四
〃	吉村 操	〃	一六一
〃	中本 成明	〃	二一〇
〃	山口 博義	〃	五四五―一
〃	磯部 隆一	〃	一一一四
〃	堀口 善友	〃	一一〇七―一
〃	松河 伸卓	〃	一一〇〇
〃	中川 高志	〃	一〇六
〃	三宅 正樹	〃	五一九
〃	勝田 清一	〃	一二

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	馬場 清	生駒郡安堵町大字窪田五七〇	
〃	勝田 光男	〃	一四―一
〃	吉井 誠一	〃	五〇〇―四
〃	森中 茂	〃	一六一
〃	山嶋 健司	〃	二三八
〃	馬場 孝司	〃	二五七―二
〃	木谷 泰雄	〃	五二一―一
〃	斧田 康雄	〃	四一四―一
〃	堀口 幸二	〃	五七八―一
〃	磯部 隆一	〃	一一一四

〃 監事

松河 中川

伸卓 高志

〃 〃

一〇六
一一〇〇